

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 24 年 10 月 23 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

フリー ファイナンシャル ファンド

### 2. 約款変更の理由

当ファンドは、換金の例外的な措置として、約款上、買取請求制を設け、買取手数料を徴収した上で早期の資金化を可能にする買取りの対応を行なってきましたが、買取請求制は換金の例外的な措置として約款上設けた対応であることから、今般、その例外の取扱いを廃止することとしたため、信託約款に所要の変更を行ないます。

### 3. 約款変更の内容

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

( 変更後 )	( 変更前 )
<p>( 収益分配金の再投資 )            第 37 条 &lt; 略 &gt;            ~ &lt; 略 &gt;            第 41 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、<u>前各項の規定にかかわらず、そのつど第 41 条第 1 項の受益者に支払います。</u></p> <p>( 収益分配金、一部解約金および償還金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )            第 38 条 受託者は、第 37 条第 1 項および第 3 項に規定する収益分配金については、同条第 1 項および第 3 項中に規定する当月の最終営業日に、第 39 条第 1 項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、委託者または販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第 39 条第 3 項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第 3 項中の支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p>	<p>( 収益分配金の再投資 )            第 37 条 &lt; 同左 &gt;            ~ &lt; 同左 &gt;            第 41 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合および第 42 条第 1 項により<u>販売会社が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、そのつど第 41 条第 1 項および第 42 条第 1 項の受益者に支払います。</u></p> <p>( 収益分配金、一部解約金および償還金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )            第 38 条 受託者は、第 37 条第 1 項および第 3 項に規定する収益分配金については、同条第 1 項および第 3 項中に規定する当月の最終営業日に、第 39 条第 1 項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、委託者または販売会社が受益者に支払いを行なう日に、<u>第 39 条第 2 項に規定する販売会社の買取りにかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第 39 条第 3 項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第 3 項中の支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込み</u></p>

<p>&lt; 略 &gt;</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 39 条 &lt; 略 &gt;  <u>&lt; 削除 &gt;</u></p> <p>&lt; 略 &gt;</p> <p>第 42 条 <u>&lt; 削除 &gt;</u></p>	<p>ます。</p> <p>&lt; 同左 &gt;</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 39 条 &lt; 同左 &gt;  <u>第 42 条第 1 項により販売会社が受益権を買取った場合、当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として販売会社が買取の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社の営業所等において第 42 条第 1 項の受益者に支払います。</u></p> <p>&lt; 同左 &gt;</p> <p><u>(受益権の買取り)</u></p> <p>第 42 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額から、1 万口につき 20 円の手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した価額をもって受益権を買取ることができるものとします。</p> <p>受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた請求の受け付けを取り消すことができるものとします。</p> <p>前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第 1 項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
---	---

4 . 変更の適用予定日

平成 24 年 10 月 23 日

5 . 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 24 年 8 月 20 日から平成 24 年 9 月 19 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 24 年 8 月 20 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 24 年 10 月 23 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として買取請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とさせていただきます。買取請求受付日は、原則として受託会社が買取請求必要書類を受理した日の曜日と翌週の同じ曜日の日の前営業日とします。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 24 年 10 月 2 日から平成 24 年 10 月 22 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 24 年 8 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
野村アセットマネジメント株式会社